

山口市上下水道事業建設工事における先抜け方式入札実施要領（試行）

（目的）

第1条 この要領は、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）について、市内業者の過大受注による工事の品質低下の防止及び市内業者の育成等を踏まえた受注機会の確保を目的に実施する先抜け方式の入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、先抜け方式とは、競争入札に付す複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めて、落札決定順位が上位の工事で落札者等となった者の下位の工事における入札を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。

（適用対象）

第3条 先抜け方式による入札の対象とすることができる工事は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす水道施設工事のほか、管理者が必要と認める工事とし、入札公告等に明示するものとする。

- （1）入札参加資格要件（工種、格付等級、完成工事高等）が同一であること。
- （2）工期が同一又は重複すること。
- （3）入札公告及び開札のいずれも同一日に行う工事であること。
- （4）競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

（適用例外）

第4条 前条の規定にかかわらず、落札決定順位が下位の工事において、先抜け方式の実施により、入札の競争性が確保できないおそれがある場合は、先抜け方式によらず入札を執行するものとする。

（留意事項）

第5条 先抜け方式を適用する場合は、原則として設計金額が高い順とし、落札者の決定は、開札順に行うものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。